○国土交通省告示第八百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳶の子沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県足柄上郡山北町向原

字ワナバ

四〇八五番二　一号

四〇八六番二　二号

四〇八七番二　三号

四〇八八番五　四号

四〇八九番二　五号

四〇九〇番二　六号

四〇九五番三　七号

四〇八三番二　八号

四〇九四番一　九号及び十号

字マセロ

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

境川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十九年建設省告示第五百三十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県中郡大磯町寺坂

字安田　八〇三番一　一号から三号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を昭和四十九年建設省告示第五百三十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県中郡大磯町寺坂

字安田　八〇三番一　七号及び八号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号と八号を結んだ線及び標柱七号と八号を昭和四十九年建設省告示第五百三十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県中郡大磯町寺坂

字宮ノ脇　八四二番　七号及び八号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十一号までを順次結んだ線及び標柱九号と十一号を昭和四十九年建設省告示第五百三十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県中郡大磯町寺坂

字宮ノ脇　八四三番　九号

八四六番一　十号及び十一号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱十二号と十三号を結んだ線及び標柱十二号と十三号を昭和四十九年建設省告示第五百三十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県中郡大磯町寺坂

字宮ノ脇　八四六番一　十二号及び十三号

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱十四号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱十四号と二十四号を昭和四十九年建設省告示第五百三十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県中郡大磯町寺坂

字宮ノ脇　八四六番一　十四号

八四七番二　十五号及び十六号

八四八番　十七号及び十八号

八四七番三　十九号

八四九番二　二十号から二十四号まで

ト　次に掲げる土地に存する標柱二十五号から三十号までを順次結んだ線及び標柱二十五号と三十号を昭和四十九年建設省告示第五百三十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県中郡大磯町生沢

字北山　一二一五番七　二十五号及び二十六号

一二一五番二　二十七号から三十号まで

○国土交通省告示第八百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石合川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十三年国土交通省告示第千二百五十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県雲仙市小浜町北野

字段　一一三三番　一号及び二号

一一四八番　三号

○国土交通省告示第八百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真砂川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県掛川市倉真

字大ノ谷　五三〇六番二地先道路敷　一号

五三〇五番　五号

五三〇三番一　六号

五三〇〇番三　七号

五二九三番　八号

五二八三番三　九号

五九一六番　十号

五九一二番二　十一号

五八〇六番　十二号

五八〇八番　十三号

五三〇七番一　二号及び三号

字深田　四号

五三一一番　十四号

字峯ノ上　五八〇〇番　十五号

五七九九番

○北陸地方整備局告示第七十五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年八月九日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二日

北陸地方整備局長　野田　徹

○国土交通省告示第八百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　平成二十三年国土交通省告示第千二百五十七号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十三年国土交通省告示第千二百五十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県雲仙市小浜町北野

字段　一一三五番一　一号

一一三六番　二号

一一三八番　三号

字新切　三五六一番一　四号

○海上保安庁告示第百七十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構

神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度四五分東経一三九度、北緯三四度四五分東経一四〇度三〇分、北緯三一度東経一四〇度三〇分、北緯三一度東経一三八度、北緯三二度東経一三九度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十五年九月十三日から平成二十五年九月十九日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　四管区水路通報第三十六号（平成二十五年八月三十日発行）